酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例について

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯で食べることを可能にし、肥満や糖尿病など生活習慣病の予防につながるなど、身体の健康を保持増進する重要な要素となっています。

そして、幼児期から学齢期の歯科疾患は、子どもの健全な成長や成人期以降の歯と口腔の健康に大きな影響を与え、高齢者や要介護者の口腔ケアは食生活の充実などの日常生活の質(QOL-Quality Of Life)を高め、元気な高齢者を増やし、健康寿命の延伸に寄与することが見込まれることから、「歯と口腔の健康づくり」については、幼児期から高齢期までライフステージを通じて継続的に取り組む必要があります。

そのため、『歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月10日施行)』及び、『千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例(平成22年4月1日施行)』が施行されており、当町においても町民の歯と口腔の健康づくりについての施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康の保持増進に寄与するため、本条例を定めるものであります。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、町民の歯と口腔の健康づくりについて基本理念を定め、 町、保健医療福祉関係者、教育関係者及び町民の役割を明らかにするととも に、町民の歯と口腔の健康づくりに関する施策(以下「基本的施策」という。) を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の健康保持及び増進に寄与 することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を総括的に示し、その目的は「町民の健康保持及び増進に寄与すること」にあることを定めています。

【解説】

- 1 本条例は、町民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、 町、保健医療福祉関係者、教育関係者及び町民がそれぞれの役割を踏まえて 行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯と口腔の健康づく りを推進していくという町の施策の枠組みを提示した条例であって、町民の 権利を制限し又は義務を課すことを内容とするものではありません。
- 2 「歯と口腔の健康づくり」とは、歯と口の中について、むし歯、歯肉炎、 歯周病、摂食機能障害等のない健康な状態にし、その状態を保持するための 取り組みをいいます。

なお、歯の健康については、「21世紀における国民健康づくり運動(健康 日本21)」(厚生労働省策定)において言及されており、その基本的な考え 方は、本条例でも異なるところはありません。

第2条 基本理念

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防や介護予防など町民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、町民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりを意識し、取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて適切な歯科保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

【趣旨】

元来、個人の健康は、各個人が主体的に取り組むべきものですが、そのためには、社会全体として、各個人の主体的な健康づくりを支援する環境整備も必要となります。

そこで、本条例の基本理念は、町民が日常生活の中で意識して健康づくりに取り組めるよう促進すること、その取り組みを支える環境整備を推進することを柱としています。

- 1 歯と口腔の健康づくりは、身体の健康を保持増進する重要な要素であることは、前述したとおりですが、これを本条の基本理念において述べたものです。
- 2 「歯科保健医療サービス」とは、歯と口腔の保健指導や治療等のサービス をいい、町民の主体的な歯と口腔の健康づくりに欠かせない役割を果たして います。
- 3 「環境整備」とは、歯と口腔の健康づくりを推進するための情報の収集や 提供も含め、町民の健康づくりを支えるすべての環境のことをいいます。

第3条 町の役割

(町の役割)

第3条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、基本的施策を策定し、実施するものとする。

【趣旨】

本条は、町が本件条例に基づいて町民の歯と口腔の健康づくりを推進するに あたり町の役割を定めたものです。

- 1 町とは、町長部局、各行政委員会(教育委員会等)等を含めた普通地方公 共団体としての酒々井町をいいます。その意味で、本条は、酒々井町として 歯と口腔の健康づくりを推進していくことを明らかにしたものですが、具体 的な施策については、本件条例を所管する執行機関が中心として実施される ことになります。
- 2 「基本理念にのっとり」とは、常に本件条例に規定される基本理念を念頭 に置き、それを手本、基準とすることをいいます。

第4条 保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割

(保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健、医療又は福祉若しくは教育に係る職務に携わる者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うものは、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するにあたり、歯科医療や保健指導など歯と口腔の健康づくりに関わる業務を行う保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割について定めたものです。

- 1 「保健、医療又は福祉若しくは教育に係る職務に携わる者」とは、職務の 性質、指導(支援)する対象者の観点から、①保健医療福祉関係者として、 保健、医療及び福祉のそれぞれの分野において、歯と口腔の健康に関する業 務を行う者(歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士、介護福祉士、食生活 改善推進員、福祉関係の団体等。)②教育関係者として、主に学校等において 児童生徒の歯と口腔の健康にかかわる指導を行う者(学級担任、学校栄養職 員、養護教諭等。)をいいます。
- 2 「歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力する」 とは、各個人あるいは各主体が、それぞれの業務において歯と口腔の健康づ くりを推進するだけでなく、他者との連携、協力に努めることにより、なお 一層効果的な歯と口腔の健康づくりを推進しようとするものです。

第5条 町民の役割

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及 び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努める ものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりにおいて、町民に期待される役割を規定したものです。

町民は、健康の保持増進のためその重要性に対する関心と理解を深め日頃から積極的に行動することが必要です。歯と口腔の健康づくりは、全身の健康づくりにも関係しているため町民の役割として自主性や自立性を尊重しつつ、自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めていただくよう規定したものです。

【解説】

「自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組む」とは、例えば、日頃 から歯や歯肉等の自己観察を行うこと、正しい磨き方に基づいて食後欠かさ ず歯みがきを励行すること、定期的に歯科検診を受けること等が挙げられま す。

第6条 基本計画の策定

(基本計画の策定)

第6条 町長は、町民の生涯にわたる基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
 - (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
 - (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (4)前3号に掲げるもののほか、基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定し、生涯にわたる町民の歯と口腔の健康づくりの実現に向けて、長期的な展望に立ち総合的かつ計画的に取り組むことを明らかにしたものです。

【解説】

第7条の施策について、保健、医療、福祉、教育等、多方面にわたるものを 総合的に統一した基本的な計画を策定しようとするものです。

第7条 基本的施策の実施

(基本的施策の実施)

- 第7条 町は、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、次 に掲げる施策を実施するものとする。
 - (1) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯 と口腔の健康づくりを進める運動をいう。)の推進
 - (2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策
 - (3) 歯周病罹患率が高まる成人期における歯周病対策
 - (4) 障害のある者及び介護を必要とする者等の適切な歯科医療及び口腔 ケア等の推進
 - (5) 生涯を通してよく噛むことの推進
 - (6) その他歯と口腔の健康づくりに必要な施策

【趣旨】

本条は、町民の歯及び口腔の健康づくりを図るための基本的施策を明示し、 その推進を規定したものです。

- 1 8020運動とは、生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより健 全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごそうという運動のことで す。
- 2 幼児期は、エナメル質が弱いためむし歯の進行が早く、痛みのために歯の かみ合わせが悪くなり咀嚼力が低下し、発育に必要な栄養が十分に摂れなく なる可能性があります。むし歯予防のため、正しい歯磨きや薬剤塗布などの 科学的根拠に基づいた対策が必要です。
- 3 生涯にわたり自分の歯を保つことに重要な歯周病対策として、定期的な歯 科検診や日頃の正しい歯みがきの励行等が必要です。
- 4 障害等により体が不自由なため、歯科医院等へ通うことが困難な方が適切 な歯科医療及び口腔ケアを受けられるよう推進します。
- 5 よく噛むことは、あごの発達を助けことばの発音をよくするなど、乳幼児期、学童期において重要なことです。また、肥満の予防、脳の活性化等、様々な効果が期待され、成人期、高齢期を含めた全てのライフステージにおいて取り組む必要があります。